

基本目標3 就学前の子どもの教育・保育の充実

施策の方向1 就学前の子どもの教育・保育の提供体制の充実

番号	事業名	事業内容	平成27年度実績	評価	課題・今後の方向性	担当課	関連課
1	(☆)就学前の子どもの教育・保育の提供体制の確保	就学前の子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、基本的には、市内の既存の幼稚園、保育園、認定こども園、家庭的保育事業及び東京都の認証保育所事業により提供体制を確保していきます。 既存の保育園の園舎整備支援を行い、待機児童が生じている低年齢児の定員を拡大します。	・園舎整備支援による定員拡大(認可保育園2園) ・認証保育所の認可化による提供体制の拡充(1園)  平成28年度認可保育園定員 1,275人(+37人) (内訳) 0歳102人(+3)、1歳184人(+11人)、2歳223人(+11人)、3～5歳766人(+12人)	◎	今後も園舎整備支援を通じて、低年齢児を中心に定員の拡大を図り、待機児童解消に努めていく。	子育て支援課	
2	適切な教育・保育給付と指導監督	新制度により創設された、子どものための教育・保育給付費を適切に支給するとともに、教育・保育給付費の支給に係る対象として、市の「確認」を受けた施設、事業者が、市が定めた基準に従い良質な教育・保育が提供されるよう、指導監督を行います。 新制度では、市町村の「確認」を受けた、幼稚園、保育園、認定こども園は特定教育・保育施設となり、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を行う事業者は特定地域型保育事業者となります。	東京都の支援を受け認可保育園2園の検査を行った。	○	市単独で検査を実施できる体制の整備に努める。	子育て支援課	
3	連携のための取組	地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業者を除く)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、卒園後も継続して教育・保育が提供されるよう、連携協力先となる幼稚園、保育園、認定こども園を確保しなければならないことから、必要に応じて市が関与します。 また、幼児の生活、発達及び学びの連続性、更には小学校教育への円滑な移行に関し、幼稚園、保育園、小学校の関係者による連携と相互理解等を図るため、羽村市幼稚園・保育園・小学校連携推進懇談会を開催します。	安定的、継続的な事業運営が行えるよう地域型保育事業者に対する補助や連携施設となる認可保育園と委託契約を行った、 羽村市幼稚園・保育園・小学校連携推進懇談会を平成28年3月11日に開催し、平成28年度の活動計画の決定や意見交換を行った。	△	今後も地域型保育事業者が安定的、継続的な事業運営が行えるよう必要に応じて市が関与していく。 平成28年度の活動計画をもとに、幼稚園、保育園、小学校の相互理解が深まるよう取り組みを充実させていく。	子育て支援課	学校教育課・教育支援課
4	幼稚園教諭と保育士の合同研修	相互の連絡体制・連携を確立するとともに、教育・保育内容の充実と職員の資質の向上を図るため、幼稚園教諭と保育士等の交流や研修会を実施します。	羽村市幼稚園・保育園・小学校連携推進懇談会を平成28年3月11日に開催し、平成28年度の活動計画の決定や意見交換を行った。	△	羽村市幼稚園・保育園・小学校連携推進懇談会の平成28年度活動計画にある交流事業を通じて幼稚園、保育園、小学校の交流や研修の充実に努めていく。	子育て支援課	
5	評価による質改善	幼稚園、保育園、認定こども園等が、教育・保育の質の確保及び向上を図るため、自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じて運営改善に取り組むことができるよう、必要な指導、助言や支援を行います。	私立保育園3園で第三者評価、利用者調査を実施した。	◎	各保育園の評価結果を公表することにより、保護者が施設を選択する際の目安となるとともに、保育サービスの質の確保・向上を図ることができた。	子育て支援課	
6	教育・保育の一体的提供	幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設である認定こども園について、既存の幼稚園、保育園等からの移行に際し、適切な情報提供や相談への対応などの支援を行います。	認定こども園への移行実績なし。	◎	各園への認定こども園に対する情報提供や相談に応じ、適切に対応することができた。 今後も各園の意向を把握し、情報提供等に努めていく。	子育て支援課	
7	民間保育園の施設整備	既存の認可保育園4園の園舎建替えに対して、財政支援を行うことにより、認可保育園の入園待機児童が生じている低年齢児の定員拡大と、子どもたちの良質な保育環境を整備します。	低年齢児(0～2歳)の定員拡大 4名 補助額 385,378,000円	◎	施設建て替えにより低年齢児の定員拡大と保育環境の整備を図ることができた。	子育て支援課	
8	市立保育園の民営化	市では、多様な保育ニーズへの対応や待機児童の解消など、全ての子どもと家庭への総合的な子育て支援を推進するため、平成22年に策定した「羽村市立保育園民営化ガイドライン」に則して、市立保育園(4園)の民営化を進めています。 既に3園の民営化が完了しており、この計画の期間中に残る1園の民営化を行います。	平成29年度、しらうめ保育園の民営化に向け「羽村市しらうめ保育園民営化に伴う移管法人選定委員会」を設置し、移管法人を選定した。	◎	平成29年度からの移管が円滑に行えるよう市と移管法人、保護者との3者協議会を設置し、協議していく。	子育て支援課	

基本目標3 就学前の子どもの教育・保育の充実

施策の方向2 保育事業の充実

番号	事業名	事業内容	平成27年度実績	評価	課題・今後の方向性	担当課	関連課
1	家庭的保育事業	保護者の就労や疾病などにより、保育が必要となる3歳未満の乳幼児を対象に、必要な資格を有する家庭的保育者の自宅等において家庭的な保育を実施します。	家庭的保育者への補助金や認可保育園との連携を支援した。	◎	家庭的保育事業の安定的、継続的な事業運営を支援することができた。	子育て支援課	
2	(☆)時間外保育事業(延長保育事業)	就労形態の多様化や通勤時間の長い保護者のニーズに対応するため、保育認定された時間区分を超えて行う時間外保育について、市内の認可保育園12園、認定こども園2園が実施する事業に助成することにより、必要量を確保していきます。	2時間延長実施園:2園 月平均利用人数:135人	◎	保護者の多様な働き方に対応し、子育て及び就労の両立の支援を図ることができた。 平成28年度から新たに認可保育園1園で2時間延長を実施する。	子育て支援課	
3	(☆)子育て短期支援事業(乳幼児ショートステイ事業)	保護者の疾病、出産、看護、冠婚葬祭、育児疲れなどで、小学校就学前までの子どもを一時的に保育できないときに、原則として7日以内の期間、子どもを児童養護施設で預かります。現在、羽村市を含む西多摩地域の4市2町が連携し、同一の内容で、児童養護施設に委託して実施しています。今後においても、同様の方策により必要量を確保していきます。	【実績】 ○利用日数:253日 (利用事由:仕事144日、保護者の疾病21日、リフレッシュ21日、出産等16日、その他51日) ○減免日数:41日 (減免対象は生活保護世帯と市民税非課税世帯。1日の利用につき2,000円の減額をおこなった)	◎	【評価】 ○一時的に養育困難となった家庭の支援ができた。 ○育児不安、育児疲れが大きい保護者を支援し、育児負担の軽減を図れた。 【課題】 ○学齢児への支援	子育て支援課	
4	(☆)一時預かり事業	一時預かり事業には、幼稚園の通常の教育時間の前後などに、保護者の要請等に応じて希望者を対象に預かる保育事業と、保護者の育児疲れの解消、短時間労働、急病、冠婚葬祭などの理由により、緊急又は一時的に保育が必要となる場合に、認可保育園や認定こども園などで預かる保育事業があります。	認可保育園4園、認定こども園2園、認証保育所1園で実施した。 利用延児童数:3,405名	◎	保護者の育児負担の軽減や子育て及び就労の両立の支援を図ることができた。	子育て支援課	
5	(☆)病児保育事業(病児・病後児保育事業)	子どもが病氣中又は病氣の回復期にあって、集団保育が困難な場合に、保育園、医療機関等に併設された専用スペースで保育を行う事業です。 病氣の回復期にある子どもの保育(病後児保育)は、現在、市内認可保育園1園で実施しており、今後においても、同様の方策により必要量を確保していきます。 病氣中の子どもの保育(病児保育)は実施していませんが、利用意向のある医療機関に併設された施設での実施などについて検討します。	病後児保育事業を認可保育園1園で実施した。 利用延児童数:27名	○	病氣の回復期にある児童を一時的に預かることで、家庭での子育てや就労の支援を図ることができた。なお、平成28年度から病児保育事業を開始することに伴い、利用料の改定について事業者と協議していく必要がある。	子育て支援課	
6	休日保育事業	認可保育園等を利用している子どもの保護者が、日曜日及び祝日に就労等により家庭での保育が困難な場合に、保育を実施します。	認可保育園1園で休日保育を実施した。 延利用人数:225名	◎	日曜日及び祝日に保育が困難な家庭の支援を行うことができた。今後も市民ニーズをとらえ、実施していく。	子育て支援課	
7	年末保育事業	12月29日、30日に保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、保育を実施します。	認可保育園11園、認証保育所3園で実施した。 利用者数:74名	◎	年末に保育が必要な家庭の支援を行うことができた。今後も市民ニーズをとらえ、実施していく。	子育て支援課	
8	定期利用保育事業	パートタイム勤務、短時間労働など、保護者の様々な就労形態に伴う保育需要に対応するため、一定程度継続的な保育を実施します。	7月より新たに1園で実施を開始し、計6園で実施した。 延べ利用児童数 3,768人	◎	パートタイム勤務、短時間労働者等へサービスを提供し、子育て及び就労の両立の支援を図ることができた。	子育て支援課	
9	障害のある子どもの保育	障害のある子どもの保育にあたっては、保健センター、医療機関や療育機関等と連携し、集団保育の中で子どもの状況に応じた保育を実施します。	各園からの要請に応じて、関係機関からの助言を求め、適切な保育が実施できた。	◎	各機関の連携をより一層深め、障害のある子どもの状況に応じた保育が実施できるよう支援していく。	子育て支援課	
10	認証保育所事業	多様化する保育ニーズに対して、民間事業者が行う既存の認証保育所事業を支援します。	認証保育所への運営費等の補助金を交付し運営を支援した。	◎	多様化する保育ニーズに対応するため認証保育所の財政支援を図ることができた。	子育て支援課	